

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年5月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	長寿支援課	228-8347	地域包括支援センター業務支援システム改修業務(令和6年6月介護保険法改正対応)	株式会社ブレインサービス	2,438,400	R6.5.8	<p>本業務は、既存の地域包括支援センター業務支援システムを継続して使用することを前提に、システム全体の機能を損なうことなく、制度改正に対応した改修を安全に行うことを目的としている。本目的を達成しつつ、当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠である。このことから、当該システムを構築した者以外の者では適正な履行は見込めず、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に他業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが生じ、システム処理の誤りによる大阪府国民健康保険団体連合会への給付管理票情報及び請求情報の送信誤り、対応の遅延、停滞が生じ、介護保険サービスを提供する事業者の請求業務に支障を及ぼす等、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上より、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの構築者であり詳細な知識等を有する株式会社ブレインサービスに限定されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	介護事業者課	228-7348	介護保険施設等管理台帳システム改修業務(介護保険法改正対応等)	株式会社アスピラント	1,751,750	R6.5.7	<p>本業務は、既存の介護保険施設等管理台帳システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、令和6年度介護保険法改正等に対応する改修を行うことが目的であり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムに係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムの詳細な設定などの知識を有しない者が本業務を履行した場合、システム設定に誤りや漏れ、改修作業の長期化が生じ、システム処理の誤りによる大阪府国民健康保険団体連合会への指定情報の通知ミスや対応の遅延、停滞が生じて関連業務に支障を及ぼし、介護サービス実施事業者が行う請求事務が行えない等市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムを構築した事業者である株式会社スリーマスターからシステム部門の事業継承を受け、当該システムの詳細な知識等を有する株式会社アスピラント以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	保健医療課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業における訪問看護業務	株式会社LYKKE	-	R6.5.15	<p>本業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか